

八王子市立鎌水小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめほどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応を図り、解決への取組を徹底する。

2 いじめ問題に関わる学校の主な取組

(1) 未然防止に向けた取組

- ① 教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは絶対に許されない」という指導の徹底を図るとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合う態度などを養う。
- ② 特別の教科道德の時間を要として、教育活動全体を通じた道德教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ コミュニケーション能力を高める関わり合う活動や自己有用感がもてるような集団体験を重視した教育活動を推進し、いじめの起きにくい学級風土作りをする。
- ④ 「はちおうじっ子サミット」への参加など、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を、継続的に行う。
- ⑤ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑥ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- ⑦ ふれあい月間（6・11・2月）における各活動を通して、いじめを未然に防ぐ風土・雰囲気作りを行う。（あいさつ運動・ふれあい標語作り・ふれあい読み聞かせ 他）また、保護者への周知も行う。
- ⑧ 6月3日を「いのちの大切さを共に考える日」と制定する。校長より命に関する講話を行う。各学級で、命について考える授業を、6・7月の間に行い、生命尊重の心を養う。
- ⑨ 「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、いじめの防止等に関わる道德授業を行い、いじめをしない・見てみないふりをしない心情を育てる。
- ⑩ よりきめ細やかな対応を行うため、いじめ対策コーディネーターを2名に増やす。

(2) 早期発見に向けた取組

- ① 「学校いじめ対策委員会」を設置して毎週金曜日に実施する。学年・専科等で情報共有後、以下の〔構成メンバー〕で、いじめの事実の認定及び解消の確認などのいじめ対策を講じ、児童の情報を共有し、組織的に対応する。
*〔構成メンバー〕 校長・副校長・生活指導主任・いじめ対策コーディネーター・主幹・養護教諭・学年主任・専科主任・スクールカウンセラー・（必要に応じて）担任
- ② 「ふれあい月間」のアンケート（年3回）を通じて、いじめに関する児童の意識調査や実態を把握する。
- ③ 「子ども見守りシート」等を活用し、保護者と児童の情報共有を図る。
- ④ 教育相談週間を設け、スクールカウンセラーと第5学年全児童の面談を実施する。
- ⑤ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
(毎週金曜日：児童面談、保護者面談、授業観察、担任との相談)
- ⑥ 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ⑦ 児童の様子を学校いじめ対策委員会の前に学年、専科、くわのみ教室で共有し、いじめの早期発見を図る。

⑧ 生活指導部のいじめ対策に関わる主な年間活動計画

月日（時期）等	内 容
学校いじめ対策委員会 （毎週金曜日）	・いじめの事実の認知、解消の判断、組織対応の検討、アンケート結果の確認
生活指導夕会 （毎週金曜日）	・各学年の不登校児童、配慮を要する児童などの情報共有 →「気になる児童の状況調査」の入力
アンケート （年3回）	・児童アンケートの実施及び集計、分析 ・気になることがあった場合は早急に関係児童と面談対応 →学校いじめ対策委員会で情報共有
相談活動	・4月に第1学年保護者（希望者）対象、7月に全学年保護者対象個人面談の実施。 ・4月～7月にスクールカウンセラーによる第5学年全児童への面談の実施。 ・スクールカウンセラーによる面談や相談は、希望や必要に応じて随時実施。
生活指導研修 （各学期）	・「学校いじめ対策委員会」の役割及び、いじめ対応に関する研修を、年3回実施する。
児童理解の会 （5月）	・各学級の配慮を要する児童についての共通理解を全体で図る。
生活指導部会 （毎月）	・共通理解すべき児童を挙げ、支援や対策を話し合う。 ・必要に応じて、「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

(3) 発生時の対応

- ① 児童をいじめから守り通す。
- ② いじめの事実確認を徹底して行う。その後、必ず管理職・生活指導主任・いじめコーディネーターに報告する。
- ③ 当該学年で対応策を検討する。必要に応じて学校いじめ対策委員会で、対応策を検討する。
- ④ いじめを受けた児童及び、その保護者に対する支援を行う。
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導、及びその保護者に対する助言を行う。
- ⑥ 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ⑦ 重大事態への対処
 - ・教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
 - ・教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

(4) SOSの出し方に関する教育

- ①児童が困難な事態、強い心理的な負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けるための教育・啓発を道徳や学活、学級内の活動において発達段階に応じて適宜行っていく。
 - ・一人一人が大切な存在であることに気付かせる。
 - ・ストレスの概要を理解させる。
 - ・ストレスの様々な対処方法を考えさせる。
 - ・大きなストレスに対応するための援助希求行動の在り方を考えさせる。
- ②各学年の学級活動や道徳、保健の授業で、1単位以上指導する。

(5) その他

- ①社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、学校においていじめを行っている児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な改善が図られない場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関）との連携を図る。
- ②教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るための、校内研修の充実を図る。